

# 9月20日～26日は、動物愛護週間です

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、動物の愛護と適正飼養について関心と理解を深めるために「動物愛護週間」を定めています。身近な動物たちが、今よりも少しでも楽しく安心して暮らせるように、私たちは何ができるのか、ぜひこの機会に考えてみてください。

## 犬の飼い主の義務とマナー

あなたはルールを守れていますか？



- 生後91日以上の子犬は、登録（生涯1回）と狂犬病予防注射（毎年1回）を受けましょう。違反した場合、狂犬病予防法に基づき罰せられることがあります。
- 交付された鑑札と注射済票は必ず首輪につけましょう。
- 飼い主が変わる、または犬が死んだときは、届け出が必要です。
- 放し飼いは近所迷惑や事故を引起す原因になります。
- 散歩のときはリードや綱でつなぎ、充分コントロールができる人が行いましょう。
- 散歩時の犬のフンは持ち帰り、道路や公園、他人の土地を汚さないようにしましょう。
- 子犬が生まれて困るのであれば、不妊・去勢手術を受けさせましょう。

## 猫の飼い主の責任

もしかしたら周囲に迷惑をかけているかも…



- 猫は室内で飼いましょう。上下に動ける空間、清潔なトイレ、爪とぎの場所を作ること、ストレスなく飼うことができます。交通事故や病気を予防でき、ご近所に迷惑をかけることもなくなります。
- 子猫が生まれて困るのであれば、不妊・去勢手術を受けさせましょう。手術することで、メス猫は発情期特有の鳴き声がなくなります。オス猫は性格が落ち着き、マーキングが減ります。
- 飼い猫のしるしとして首輪や迷子札をつけ、迷子や怪我をして保護されても、飼い主の連絡先がわかるようにしましょう。

犬や猫に限らず、愛玩動物を飼う場合は、その動物の習性・病気や感染症等についての正しい知識を持つことも大切です。そして、最期まで責任を持って飼いましょう。もし飼えなくなった場合でも捨てず、次の飼い主をさがしてください。

野良犬や野良猫にエサを与えないでください。放れた犬を見つけたら、役場・警察署・動物愛護センター等へ連絡してください。

お問い合わせ先

鏡野町暮らし安全課 環境係 担当：井手 電話(0868)54-2780

## 鏡野町有線テレビご契約者の皆様へ

# 停電に伴うCATVサービスへの影響のお知らせ

停電に伴い、下記の日程で鏡野町全域におけるテレビ放送サービス（サンテレビ）に受信障害が発生する可能性がございます。ご不便をおかけしますが、何卒、ご理解・ご協力をお願いいたします。

作業予定日	停止時間	対象地域
令和5年9月20日(水)	午後1時～午後4時	鏡野町全域

※終了時刻については、中国電力ネットワーク株式会社の進捗状況により前後する場合があります。

## 「インボイス」 適格請求書発行事業者登録番号

令和5年10月1日より開始されるインボイス制度につきまして、鏡野町有線テレビの指定管理者である鏡野光サービス株式会社の適格請求書発行事業者登録番号をお知らせします。

登録番号	T2260001025588
運営事業者名	鏡野光サービス株式会社(鏡野町有線テレビ指定管理者)

鏡野町有線テレビの利用料を口座振替でお支払いいただいている方の中で、インボイスをご希望の場合は、利用料および消費税額を通知する文書を送付させていただきます。通帳等の支払情報と併せて保管することで、仕入税額控除の証拠になります。ご希望の場合は、下記連絡先へお電話ください。

なお、納付書でお支払いの場合は、納付書(納付者保管)をもってインボイスに替えさせていただきます。

その他、ご不明な点は下記連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ先：鏡野町有線テレビ

〒708-0421 鏡野町井坂495

電話(0868)52-2213 FAX(0868)52-9080

お問い合わせ時間：午前9時～午後5時(土・日・祝日、夏季休業、年末年始休業を除く)

※鏡野町有線テレビは平成27年4月1日から鏡野光サービス(株)が維持・運営を行っています。

鏡野町有線テレビHP

